

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人G A村山自然文化財団（以下「当法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金 次号から第4号に掲げる寄附金の総称をいう。
- (2) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金をいう。
- (3) 特定寄附金 使途があらかじめ特定された次に掲げる寄附金をいう。

イ 使途特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定するものをいう。

ロ 募集特定寄附金 当法人が、募集にあたり、あらかじめ使途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）をもって理事会の承認を得たうえで募集するものをいう。

- (4) 特別寄附金 前各号に定めるもののほか、個人、企業又は団体から受領する寄附金

2 本規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入基準)

第3条 当法人は、寄附金が、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、当該寄附金を受け入れることができない。

- (1) 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき

イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること

ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと

ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること

ニ 寄附金を寄附者に無償で譲渡又は使用させること

ホ その他理事長が当法人の運営上支障があると認める条件

- (2) 寄附金を受け入れることにより、当法人の業務の遂行上支障があると認められるとき、又は当法人が受け入れることは社会通念上不適當であると認められるとき

(受入手続)

第4条 寄附金を当法人に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）にて、寄附金の申し込みを行う。

2 当法人は、前項により寄附金の申込を受理したときは、前条の基準に該当しないこと確認した上で、寄附金の受け入れを行う。

3 寄附金の受け入れを決定したときは、寄附者に対し、その旨を通知するとともに、振込

依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(一般寄附金の取扱等)

第5条 当法人は、常時、一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50パーセント以上を、定款第4条第1項に定める公益目的事業に使用しなければならない。

(特定寄附金の取扱等)

第6条 使途特定寄附金は、その全額を寄附者の特定した使途に使用しなければならない。

- 2 募集特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に定めるところに従い使用しなければならない。この場合において、適正な募集経費は、募集総額の30パーセント以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第7条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を、募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当法人ウェブサイトにおいて、募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者に対しては、事後にこれを交付することができる。

(受領書等の送付)

第8条 寄附金を受領したときは、遅滞なく、受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、当法人の公益目的事業又はその運営に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第9条 当法人は、募集特定寄附金の募集期間終了後、速やかに、寄附金総額、使途予定その他の必要な事項を記載する報告書を、寄附者に交付するものとする。ただし、当法人ウェブサイト上での公開に代えることができる。

- 2 当法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、当法人ウェブサイト上での公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第10条 当法人は、個人、企業又は団体より、特別寄附金を受領することができる。

- 2 特別寄附金につき、寄附者から、資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

(情報公開)

第11条 当法人が受領する寄附金については、関係法令の定めるところにより、寄附金に関する事項を記載した書類を、事務所に備え置き、閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第12条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報等保護規程に基づき、細心の注意を払って、その管理を行うものとする。

(細則)

第13条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関し必要な事項は、事務総長が別に定める。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和8年8月25日から施行する（令和8年8月25日理事会議決）。